

○宮崎大学工学教育研究部広報・地域連携委員会規程

〔平成 24 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 平成 28 年 4 月 26 日 平成 29 年 10 月 17 日
令和 3 年 3 月 25 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学工学教育研究部に、宮崎大学工学教育研究部広報・地域連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 工学部紀要の出版に関する事。
- (2) 大学案内並びに工学部・工学研究科概要及び案内の編集・作成に関する事。
- (3) 工学部ホームページの内容検討に関する事。
- (4) 工学部の情報公開に関する事。
- (5) 個人情報保護対策に関する事。
- (6) その他工学部の情報・広報全般に係る企画・推進に関する事。
- (7) 体験入学（テクノフェスタ）及びアドベンチャー工学部に関する事。
- (8) 公開講座など工学部主催の地域連携行事に関する事。
- (9) 地方公共団体や企業団体などの地域での取組への協力・参画に関する事。
- (10) 青少年育成活動の推進・協力に関する事。
- (11) 高校教員と大学教員のネットワーク形成などの地域・高大連携事業の企画・推進に関する事。
- (12) 工学教育研究部及び工学部の地域連携活動を収集・蓄積し、「地域とともに」の発刊など地域連携活動の広報の企画・推進に関する事。
- (13) その他地域連携に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する工学教育研究部教育研究評議会評議員
- (2) 研究担当副学部長
- (3) 各プログラムから選出された教員 各 1 人
- (4) 工学基礎教育センターから選出された 教員 1 人
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 委員は、関連する全学委員会の委員を兼ねる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号及び第 4 号委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合は、後任者を選任する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第 3 条第 1 項第 1 号の委員、副委員長は第 3 条第 1 項第 2 号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、工学部総務係及び教務・学生支援係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学工学部情報広報委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 宮崎大学工学教育研究部地域連携委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。